

# 山梨県立巨摩高等学校同窓会会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は山梨県立巨摩高等学校同窓会といい、事務局を山梨県立巨摩高等学校内に置く。

(目的及び事業)

第2条 この会は会員相互の親睦と教養の向上を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 懇親会の開催
- ② 山梨県立巨摩高等学校及び同校生徒会の後援
- ③ 会報の発行
- ④ 講演会・講習会・音楽会等の開催
- ⑤ その他、この会の目的達成に必要なこと。

(組 織)

第4条 この会は山梨県立巨摩高等学校、山梨県立巨摩高等女学校（本科・補習科・専攻科）、同併設中学校（以下「母校」という。）の卒業生及び修了者で組織する。

(会員及び客員)

第5条 この会の会員は母校の卒業生及び修了者とし、客員は母校の現・旧職員とする。

(部会及び支部)

第6条 この会の運営を円滑にするため卒業年度毎に部会を、市町村・地区毎に、また職場毎に支部を設けることができる。部会及び支部の会則については、それぞれの部会及び支部会において別々にこれを定める。

(役 員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 理 事 若干名
- ④ 評議員 若干名
- ⑤ 監 事 4名

(役員を選任)

第8条 役員を選任は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・監事は総会で選出する。
- (2) 理事は各支部より選出された代表者をもってこれにあて、総会で承認を得る。
- (3) 評議員は卒業年度毎に選出し、総会で承認を得る。

(役員の仕事)

第9条

- 1 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代理する。
- 3 理事は、事業遂行のためにその企画運営にあたる。
- 4 評議員は、同期役員との連絡をはかり、会務に参画する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

第10条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。

(顧問・名誉顧問)

第11条

- 1 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は本会に特に顕著な功績があった者を総会で推挙する。
- 3 母校の現職校長を名誉顧問に推薦する。
- 4 顧問・名誉顧問は会長の諮問に応じ、役員会に出席して意見を述べるができる。

(事務局)

第12条

- 1 本会に事務局員を置き、相当の俸給を給することができる。
- 2 事務員は本会の庶務・会計を掌る。

(会議)

第13条

- 1 この会の会議は、総会・役員会・理事会とする。
- 2 総会は毎年4月に開催する。但し必要に応じて臨時に開催することができる。総会では、この会の重要な事項を審議決定する。
- 3 役員会は理事及び評議員で構成し、会長が必要と認めた場合に開催する。役員会では、事業計画、収支決算その他必要な事項を審議する。
- 4 理事会は会長が必要と認めた場合に開催する。但し緊急を要するときは、理事会をもって役員会に変えることができる。

(会計)

第14条 この会の経費は入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。但し、平成22年度卒業生から入会金を5,000円とし、会費は免除する。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補足)

第16条 この会の会員は、住所・氏名・職業等に変更があったときは、その旨をこの会に報告するものとする。

第17条 この会則は、総会で出席者の過半数の承認を得なければ変更することはできない。

付則

この会則は、昭和52年4月17日に旧会則を改正し、施行する。  
昭和53年4月16日に一部改正し、施行する。  
平成22年4月18日に一部改正し、施行する。